令和5年5月29日 訓令第2号

(趣旨)

- 第1条 この規程は、南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年南部箕蚊屋 広域連合条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (用語)
- 第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。 (個人識別符号)
- 第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。
 - (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号
 - ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名 DNA)を構成する塩基の配列
 - イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容 貌
 - ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
 - エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
 - オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の熊様
 - カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
 - キ 指紋又は掌紋
 - (2) 健康保険法(大正 11 年法律第70号)第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号
 - (3) 船員保険法(昭和14年法律第73号)第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号
 - (4) 旅券法 (昭和 26 年法律第 267 号) 第6条第1項第1号の旅券の番号
 - (5) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第5号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
 - (6) 私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)第 45 条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
 - (7) 国家公務員共済組合法 (昭和 33 年法律第 128 号) 第 112 条の 2 第 1 項に規定する保険者番号 及び組合員等記号・番号
 - (8) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
 - (9) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第14条に規定する基礎年金番号
 - (10) 道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 第 93 条第 1 項第 1 号の免許証の番号
 - (11) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

- (12) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第13号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第161条の2第1項に規定する 保険者番号及び被保険者番号
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法(平成9年法律第123号)第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律 第 27 号) 第 2 条第 5 項に規定する個人番号

(要配慮個人情報)

- 第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等 (本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。
 - (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。) その他の心身の機能の障害があること。
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に掲げる身体上の障害
 - イ 知的障害者福祉法 (昭和 35 年法律第 37 号) にいう知的障害
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)にいう精神障害(発達 障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げる ものを除く。)
 - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
 - (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。) により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。) の結果
 - (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して 医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
 - (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
 - (5) 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(個人の権利利益を害するおそれが大きいもの)

- 第5条 条例第 11 条の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものは、次 の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護する ために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。)の漏えい、滅失若しくは毀損 (以下この条において「漏えい等」という。)が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発

生し、又は発生したおそれがある事態

- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生した おそれがある事態
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が 100 人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、 当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次 に定める事項を通知しなければならない。
 - (1) 概要
 - (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
 - (3) 原因
 - (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
 - (5) その他参考となる事項

(電磁的方法)

- 第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。
 - (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)
 - (2) 電子メールを送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)
 - (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する電気通信をいう。)を送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

- 第8条 議長は、個人情報ファイル(条例第16条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。
- 2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第16条第2項第1号オに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を消除しなければならない。
- 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 6 条例第16条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの 別
 - (2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファ

イルがあるときは、その旨

- 7 条例第16条第2項第1号オの議長が定める数は、1,000人とする。
- 8 条例第 16 条第 2 項第 1 号力の議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。
 - (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)
 - ア 執行機関の職員又は当該職員であった者
 - イ 条例第16条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族
 - (2) 条例第16条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
- 9 条例第 16 条第 2 項第 3 号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第 2 条第 5 項第 2 号に係る 個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第 16 条第 1 項の規定による公表に係る条 例第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(開示請求等における本人確認手続等)

- 第9条 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。
 - (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書(以下この条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの
 - (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類
- 2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この項及び次項において「開示請求等」という。)をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。
 - (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
 - (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの
- 3 条例第 17 条第 2 項、第 30 条第 2 項又は第 37 条第 2 項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類(開示請求等をする日前 30 日以内に作成されたものに限る。)を議長に提示し、又は提出しなければならない。

- 4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。 (開示決定の通知)
- 第10条 条例第23条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
 - (2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の 実施を求める場合にあっては、条例第 27 条第 3 項の規定による申出をする際に事務所における 開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべ き旨
 - (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

(第三者意見照会等)

- 第11条 議長は、条例第26条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、 当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権 利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。
- 2 条例第26条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 開示請求の年月日
 - (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 3 条例第26条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 前項各号に掲げる事項
 - (2) 条例第 26 条第 2 項各号のいずれに該当するかの別及びその理由 (電磁的記録の開示方法)
- 第12条 条例第27条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に 応じ、当該各号に掲げる方法(プログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得るこ とができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。)を用いて行う必要があるものにあって は、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)とする。
 - (1) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は閲覧
 - (2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧 又は交付

(開示の実施の方法等の申出)

(費用負担)

第13条 条例第23条第1項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第27条第3項の規定による申出は、することを要しない。

第 14 条 条例第 29 条第 2 項の保有個人情報が記録されている公文書の写しの作成及び送付に要する 費用の額については、南部箕蚊屋広域連合情報公開条例施行規則(平成 13 年南部箕蚊屋広域連合 規則第 1 号)第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。 2 条例第 29 条第 3 項の規定により、特定個人情報が記録されている公文書の写しの作成又は送付に要する費用の減額又は減免を受けようとする開示請求者は、該当減免を求める事実を証明する書類を添付しなければならない。

(写しの送付に要する費用の納付方法)

第15条 写しの送付に要する費用の納付の方法は、納付書により納付する方法とする。

(個人情報の保護に関する文書の様式)

第16条 その他条例の施行のために必要な文書の様式は、次の表に掲げるところによるものとする。

様式	様式名	関係条文
様式第1号	保有個人情報開示請求書	条例第 18 条第 1 項
様式第2号	保有個人情報開示決定通知書	条例第23条第1項
様式第3号	保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書	条例第23条第2項
様式第4号	保有個人情報開示決定等期限延長通知書	条例第24条第2項
様式第5号	保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書	条例第25条第1項
様式第6号	第三者意見照会書	条例第 26 条第 1 項
様式第7号	第三者意見照会書	条例第26条第2項
様式第8号	保有個人情報の開示決定等に関する意見書	条例第 26 条第1項又 は第2項
様式第9号	開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者 への通知書	条例第 26 条第 3 項
様式第 10 号	保有個人情報開示の実施方法等申出書	条例第27条第3項
様式第 11 号	特定個人情報の開示に要する費用の減免申請書	条例第 29 条第 3 項
様式第 12 号	保有個人情報訂正請求書	条例第31条第1項
様式第 13 号	保有個人情報訂正決定通知書	条例第33条第1項
様式第 14 号	保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書	条例第33条第2項
様式第 15 号	保有個人情報訂正決定等期限延長通知書	条例第34条第2項
様式第 16 号	保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書	条例第35条第1項
様式第 17 号	保有個人情報提供先への訂正決定通知書	条例第 36 条
様式第 18 号	保有個人情報利用停止請求書	条例第38条第1項
様式第 19 号	保有個人情報利用停止決定通知書	条例第40条第1項
様式第 20 号	保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通 知書	条例第 40 条第 2 項
様式第 21 号	保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書	条例第 41 条第 1 項

様式第 22 号	保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通 知書	条例第 42 条第 1 項
様式第 23 号	諮問をした旨の通知書(審査請求人等)	条例第44条第2項

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第8条第1項の規定の 適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関す る条例施行規程(令和5年南部箕蚊屋広域連合訓令第2号)の施行後遅滞なく」とする。

附 則(令和6年3月19日訓令第1号)

(施行期日)

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第16条関係)

保有個人情報開示請求書

					年	月	日
議長様							
	(\					
	(ふりがな <u>氏名</u>)					
	住所又は居所						
	Ŧ		Tel	()		
南部箕蚊屋広域連合議会の 条例第4号)第17条第1項の す。							
		記					
1 開示を請求する保有個人情	報(具体的に特	持定してくださ	(۱۷۰ ع				
2 求める開示の実施方法等_((本欄の記載は住	£意です。)					
ア又はイに○印を付してくだ。 ください。	さい。アを選択	した場合は、実	尾施の方法	及び希望	望日を	記載	して
ア 事務所における開示の	実施を希望する	0					
<実施の方法> □	閲覧 □写し	の交付					
_	その他()		
<実施の希望日>	年	<u>月 日</u>					
イ 写しの送付を希望する							

3 本人確認等

イ 請求者本人確認書類 □運転免許証 □健康保険被保険者証 □個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
□個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)
□在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
□その他()
※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)
(ア) 本人の状況 □未成年者 (年 月 日生) □成年被後見人
□ 任意代理人委任者
(ふりがな)
(イ) 本人の氏名
(ウ) 本人の住所又は居所
- 江戸仏典(おき上)担人 佐のいおしょの事疾と担こし フは担用してくがとい
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 □戸籍謄本□登記事項証明書□その他()
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。
請求資格確認書類 □委任状 □その他 ()

文書番号

保有個人情報開示決定通知書

(開示請求者) 様

議 長 名

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年南部箕蚊屋広域連合条例第4号)第23条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

開示する保有個人情報 (全部開示・部分開示)
不開示とした部分とその理由

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、南部箕蚊屋広域連合議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

3	開示する保有個人情報の利用目的

- 4 開示の実施の方法等 (同封の説明事項をお読みください。)
 - (1) 開示の実施の方法等

(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所

期間: 月 日から 月 日まで(土・日曜、祝祭日を除く。)

時間:

場所:

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用(見込額)

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

(開示請求者) 様

議長名

年月日付けで開示請求のありました保有個人情報については、南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年南部箕蚊屋広域連合条例第4号)第23条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示をしないことと した理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、南部箕蚊屋広域連合議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

(開示請求者) 様

議 長 名

年月日付けで開示請求のあった保有個人情報については、南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年南部箕蚊屋広域連合条例第4号)第24条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等				
延長後の期間	日(開示決定等期限	年	月	日)
延長の理由				

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

(開示請求者) 様

議 長 名

年月日付けで開示請求のあった保有個人情報については、南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年南部箕蚊屋広域連合条例第4号)第25条第1項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個 人情報の名称等	
条例第 25 条第 1 項の 規定(開示決定等の期 限の特例)を適用する 理由	
残りの保有個人情報に ついて開示決定等をす る期限	(年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。) 年 月 日

第三者意見照会書

(第三者利害関係人) 様

議 長 名

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年南部箕蚊屋広域連合条例第4号)第17条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第26条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いします。なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有 個人情報に含まれて いる(あなた、貴社 等)に関する情報の 内容	
意見書の提出先	(南部箕蚊屋広域連合事務局) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

第三者意見照会書

(第三者利害関係人) 様

議長名

(あなた、貴社等) に関する情報が含まれている保有個人情報について、南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年南部箕蚊屋広域連合条例第4号)第17条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第26条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があると きは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いします。 なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り 扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人 情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第26条第2項第1 号又は第2号の規定の適 用区分及びその理由	適用区分 □第1号、 □第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人 情報に含まれている(あ なた、貴社等)に関する 情報の内容	
意見書の提出先	(議会事務局) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

様式第8号(第16条関係)

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

議長様

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあっては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を 提出します。

開示請求に係る保有個	
人情報の名称等	
開示に関しての御意見	□保有個人情報を開示されることについて支障がない。 □保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分
	(2) 支障(不利益)の具体的理由
連絡先	

開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

(反対意見書を提出した第三者) 様

議長名

(あなた、貴社等)から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年南部箕蚊屋広域連合条例第4号)第26条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有 個人情報の名称等				
開示することとした 理由				
開示決定をした日	年	月	日	
開示を実施する日	年	月	日	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、南部箕蚊屋広域連合議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

様式第10号(第16条関係)

保有個人情報開示の実施方法等申出書

任.	H	口
T-	Н	

->-	-	124
3	≓.	様
n 11)	72	4137

(ふりがな)			
氏名			
住所又は居所			
T	Tel	()

南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年南部箕蚊屋広域連合条例第4号)第27条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号:

日 付:

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人 情報の名称等	実施の方法	
	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ()
	(2) 複写したものの交付	① 全部 ② 一部 ()
	(3) その他 ()	① 全部 ② 一部 ()

3	開示の実施	を希望する日	
	_		

年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無

有無

様式第11号(第16条関係)

特定個人情報の開示に要する費用の減免申請書

年 月 日

議長 様

請求者 住所(所在地)

氏名 (名称及び代表者)

電話

南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年南部箕蚊屋広域連合条例第4号)第29条第3項の規定により、次のとおり自己の特定個人情報の開示に要する費用の減免を申請します。

開示決定の内容		
減免を求める理由		

備考 減免を求める事実を証明する書類を添付してください。

保有個人情報訂正請求書

任.		
/ H- .		
_	/ 1	-

議長様

(ふりがな)				
氏名				
住所又は居所				
=	Тет	()	

南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年南部箕蚊屋広域連合 条例第4号)第31条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求し ます。

訂正請求に係る保有個人 情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を 受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号: 日付: 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等:
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨)

1 訂正請求者 □ 本人 □ 法定代理人 □任意代理人
2 請求者本人確認書類 □運転免許証 □健康保険被保険者証 □個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載のあるもの) □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 □その他 () ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等 <u>(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)</u> ア 本人の状況 □未成年者(年 月 日生) □成年被後見人 □任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 □戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 □委任状 □その他 ()

保有個人情報訂正決定通知書

(訂正請求者) 様

議長名

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、南部箕蚊屋 広域連合議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年南部箕蚊屋広域連合条例第4号) 第33条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
	(訂正内容)
訂正決定をする内 容及び理由	(訂正理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、南部箕蚊屋広域連合議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

(訂正請求者) 様

議長名

年月日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年南部箕蚊屋広域連合条例第4号)第33条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個 人情報の名称等	
訂正をしないこととし た理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、南部箕蚊屋広域連合議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

様式第15号(第16条関係)

文 書 番 号 年 月 日

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

(訂正請求者) 様

議 長 名

年月日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年南部箕蚊屋広域連合条例第4号)第34条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保					
有個人情報の名称					
等					
延長後の期間	日	(訂正決定等期限	年	月	日)
延長の理由					

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

(訂正請求者) 様

議 長 名

年月日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、南箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年南部箕蚊屋広域連合条例第4号)第35条第1項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人 情報の名称等				
条例第35条第1項の規定 (訂正決定等の期限の特例)を適用する理由				
訂正決定等をする期限	年	月	日	

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

(町(村)長等) 様

議長名

南部箕蚊屋広域連合長等に提供している次の保有個人情報については、南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年南部箕蚊屋広域連合条例第4号)第32条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第36条の規定により、通知します。

訂正正請求に係る保 有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定 するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容 及び理由	(訂正内容)
及び在田	

様式第 18 号 (第 16 条関係)

保有個人情報利用停止請求書

			年	月	日
議長様					
	(ふりがな)				
	氏名				
	住所又は居所				
	T	Tel ()		
南部箕蚊屋広域連合議会の個	固人情報の保護に関する条例] (令和 5 年i	南部箕蚊	(屋広域i	車合

南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年南部箕蚊屋広域連合条例第4号)第38条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個 人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受 けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号: 日付: 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等:
利用停止請求の趣旨及び理 由	(趣旨) □第1号該当 → □利用の停止、 □消去 □第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1	利用停止請求者	□本人	□法定代理人	□任意代理人				
1	小小川 亚明公日	□/ T•// €						
2	請求者本人確認書類	暂						
_								
	運転免許証 □係		険者証					
	□個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)							
	在留カード、特別永信	主者証明書又は	は特別永住者証明書とみ	みなされる外国人登録証明書	書			

□その他(
※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等 <u>(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)</u> ア 本人の状況 □未成年者 (年 月 日生) □成年被後見人 □任意代理人委任者
(ふりがな) イ <u>本人の氏名</u>
ウ 本人の住所又は居所
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 □戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 □委任状 □その他()

保有個人情報利用停止決定通知書

(利用停止請求者) 様

議長名

年月日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年南部箕蚊屋広域連合条例第4号)第40条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保 有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、南部箕蚊屋広域連合議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

保有個人情報利用停止をしない旨の決定通知書

(利用停止請求者) 様

議長名

年月日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年南部箕蚊屋広域連合条例第4号)第40条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記とおり通知します。

記

利用停止請求に係る保 有個人情報の名称等	
利用停止をしないこと とした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、南部箕蚊屋広域連合議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

(利用停止請求者) 様

議長名

年月日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年南部箕蚊屋広域連合条例第4号)第41条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係 る保有個人情報の 名称等				
延長後の期間	日(利用停止決定等の期限	年	月	目)
延長の理由				

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

(利用停止請求者) 様

議長名

年月日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年南部箕蚊屋広域連合条例第4号)第42条第1項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個 人情報の名称等				
条例第 42 条第 1 項の規定 (利用停止決定等の期限の 特例)を適用する理由				
利用停止決定等をする期限	年	月	日	

諮問をした旨の通知書(審査請求人等)

(審査請求人等) 様

議長名

年月日付けの議長に対する審査請求について、次のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年南部箕蚊屋広域連合条例第4号)第44条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有 個人情報の名称等	
審査請求に係る開示 決定等[訂正決定等、 利用停止決定等]	
	(1) 審査請求日
審査請求	(2) 審査請求の趣旨
諮問日·諮問番号	年 月 日・諮問 号

- (注1) 「審査請求に係る開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]」の欄については、開示 決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の日付・記号番号、開示決定等[訂正決定等、 利用停止決定等]をした者、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の種類(開示決 定、不開示決定等)を記載する。
- (注2) 「諮問日・諮問番号」の欄は、情報公開・個人情報保護審査会が付す番号である。